

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷三十三第

行發日一月二十年六和昭

論叢

家屋稅移管問題 法學博士 神戶 正雄
景氣變動と前進變動 文學博士 高田 保馬

時論

稅制整理を論ず 經濟學博士 沙見 三郎

研究

米穀の生産費に關する一考察 經濟學士 八木 芳之助
指數吟味の基準 經濟學士 蜷川 虎三
清算市場取引の二形式に就いて 經濟學士 今西 庄次郎
十九世紀末の國際農業恐慌 經濟學士 靜田 均
獨逸大銀行と中小工業金融 經濟學士 楠見 一正

說苑

再び育子教諭書について 經濟學博士 本庄 榮治郎
景氣變動の型より見たるドイツの失業 經濟學士 松岡 孝兒
中世の都市財政 經濟學士 大谷 政敬

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題
本誌第三十三卷總目錄

(禁轉載)

獨逸大銀行と中小工業金融 (下)

楠 見 一 正

第四、大銀行と中小工業の長期金融

一、信用銀行の中小工業長期金融に對する關係 中小工業に於て經營資金の必要であることは、中小商業に於けると同様であるが、更に中小工業に於ては事業の新設、擴張及改良等に要する設備資金が必要である。經營資金の調達は上述の如く短期信用として商業に於けると大差はないが、設備資金に於ては其の信用は必然的に長期に亘らざるを得なくなり、其の金融方法も短期信用とは自ら其の趣きを異にして來る。戦前の獨逸に於ては、中小工業及手工業に必要な長期資金は、經營者の親戚又は友人等から個人的に與へらるる信用が相當重要なる役目を演じてゐたが、此の種の信用は概ね經營者の手腕、才能を信認して、別に物的擔保を要求せずして與へられるものであつて、實に此の種の信用は中小工業及手工業に對して與へらるる長期金融にして、無擔保なるものの唯一のものであると云ふも過言ではない。其他に於ては長期資金には概ね物的擔保を要求せられ、而も不動産抵當の方法に依るのが常である。之等の長期の不動産信用に於ては、中小工業者及手工業者は金融機關の助けを藉りることなくしては調達し得ない有權であつて、或

は仲買人制度に依り、或は銀行制度、殊に不動産銀行、貯蓄銀行、時には其他種々の銀行に依りて達せられるのが常である。¹⁾

銀行と工業との關係密接なる獨逸に於ても、信用銀行は商工業に對して主として短期信用を與ふる機關であつて、長期信用の授與は決してその主要なる業務ではない。乍併株式会社組織の工業に於ては信用銀行から長期信用の供給を得ることも決して尠くないのであつて、此の點は獨逸の銀行制度が他國と其の趣きを異にする所である。即ち株式会社は信用銀行から、或は社債又は株式の發行の方法に依り、或は其の長期資金を形式上短期信用として受け、その期限の延長を許されるとかの方法に依つて、その長期信用を與へられてゐる。反之株式会社に非ざる企業及び中小企業に於ては、信用銀行から長期資金の供給を受くることは非常な難事である。従つて中小工業が信用銀行から受け得るところのものは、單に形式上のみならず、事實上に於ても短期信用に限られてゐる。²⁾ 蓋し中小工業に於てはその自己資本が割合に少いから、株式及債券を發行する由もなく、若し發行したとしても取引所相場が立たないのみならず、その取引市場さへもなく、殆んど其の買手を見出すことが不可能であらう。従つて信用銀行が中小工業の長期資金を短期信用の形式で供給したとしても、銀行は増加した著しい負債殘高を證券發行に依つて置換へることが全く不可能であるから、銀行が中小工業の長期資金に就いて取引勘定を開始することを拒絶するのは寧ろ當然である。若しも銀行が中小工業に長期信用を與へるならば、銀行は最早彼等の債權者ではなくして、その出資者となるの覺悟が必要であり、其の資金が固定するのは必然的結果であ

- 1) Rössle, C., Die kaufmännische Führung des Handwerksbetriebes. Berlin 1931. Band I. S. S. 206—207.
- 2) Thiess, K.E., Die neuesten Versuche zur Versorgung der Mittel- und Kleinindustrie mit langfristigen Kredit unter besonderer Berücksichtigung der Industriefinanzierungsmethoden in Deutschland. Giessen 1927. S. S. 61—64.

つて、銀行業務の健全なる基礎は損はれるに至るであらう³⁾。

然るに戦前に於ては中工業の信用缺乏の聲は割合に少く、寧ろ屢々其の過剰の危険を警告する有様であつたが、此の原因の一は、全く信用銀行が多くの場合自發的に、或は屢々強制的に、中工業會社に長期の設備資金を供給し、中工業を大工業と共に發達助成せんとしたからである。併し乍ら此の過剰は全く設備資金がその量を度外視して誤つた方法で、即ち危険な短期信用の形式に於て、中工業に與へられた結果であることを忘れてはならぬ。其の結果は戦後の今日中小工業の短期信用を長期信用に乗換へんとする要求の大なることに依つても伺ふことが出來、而もかかる要求が工業の側に於けるよりも、寧ろ銀行の側に於てより多く發せられつゝあることは注目し價する。即ち銀行は從來固定的状態に陥つてゐた中小工業の短期信用を長期信用に置き換へて、その資産状態を緩和、改善せんとするに外らない⁴⁾。

二、大銀行と中小工業の長期金融

上述の如く信用銀行の中小工業に對する金融は概ね短期信用の形式に於てなされるのであつて、中小工業に對して大銀行が長期信用を供給することは頗る稀であると云つて良い。之は大銀行と大工業との關係に於けると異なる點であつて、前述するが如く大銀行は大工業に對しては株式或は社債の發行の形式に於て、その長期金融に十分の援助をなしてゐるが、中小工業の長期金融は専ら貸付の形式に依らざるを得ないから、自ら其の方法が異つて來る⁵⁾。勿論獨逸の大銀行が中小工業の長期信用に干與する例が皆無と云ふわけではないが、それは全く例外的の事例である。少くとも戦前に於ては、大銀行が中小工業の設備資金を變則的

- 3) Ritterschausen, H., Kreditgewährung der Banken an die Industrie in Deutschland, Frankreich, England und Amerika. (Bankwissenschaft. 7. Jahrgang Heft 13/14 Okt. 20. 1930. S. 443)
- 4) Ritterschausen, H., a. a. O., S. 444.
- 5) Ritterschausen, H., a. a. O., S. 444.

に短期信用として供給したことはあつたが、中小工業の設備資金を長期信用の形式に於て供給するが如きは、全く見られなかつたと云つてもよい。然るに戦後一九二七年に於て Die Deutsche Bank と Die Commerz- und Privatbank との二大銀行が、相前後して外債を起し、中小工業に長期信用を供給したる事例は著しく世人の注目を惹く所となつた。此の二大銀行が中小工業の長期信用を供給せんとする試みは、全く新しいものであるのみならず、その金融方法も亦全く新しいものであつた。即ち此の二大銀行は五年或は十年の外債を起して、その資金を調達したのであつて、かかる事例は獨逸銀行史に於ても未だ曾て見ざる所のものである。從來獨逸の信用銀行はその收受した短期資金に應じて、短期の經營信用を供給すべきであると考へられてゐたから、此の二大銀行の中小工業の長期信用の新しい方法に對しては、獨逸に於ても賛否兩論相對立して議論の岐る所となつたのである。此の興味ある二大銀行に於ける中小工業の長期信用に就いて以下少しく考察して見たいと思ふ。

(イ) ドイツチェバンクの中小工業長期金融。 Die Deutsche Bank は一九二七年九月、米國で期限五ヶ年、利率年六分で、二千五百万弗の外債を起したが、此の外債の主なる契約者は紐育の Dillon, Read & Co., the International Acceptance Bank 及 the Equitable Trust Company 等であつて、ドイツチェバンクは之等の引受コンゾリチエームに對して、外債額の金額受取書 Generalquittings を交付したが、尤もドイツチェバンクは之に對しては何等の物的擔保を提供しなかつたからである。之に依つて米國の引受國は六分利付の債券 Bond を發行したが、その債券の期限は五ヶ年で

あつて、ドイツチェバンクは一九三二年九月一日には額面額で償還せねばならぬ。而してドイツエバンクの側に於ける期限以前の解約告知に關しては、特に何等の考慮もなされてゐないから、自由買入償還のみが可能である。此のボンドの發行相場は九九・五%であるから、米國民衆にとつては全く六一・一〇%の利廻にも當らなかつた。之に反してドイツチェバンクに對する交付相場は明かではないが、約九七%であるとせられてゐるから、平價償還の場合を考慮すれば、ドイツチェバンクの實際の利子負擔は約六 $\frac{3}{4}$ %に相當する。⁷⁾

此の債券は紐育に於ては著しき好成績を收め、その申込は賣出後一時間にして既に五千七百万弗の多きに達したので、平均約五〇%の割合にしかならなかつた程である。その申込の内の大部分、即ち四千五百万弗は米國に屬するけれども、その残りは和蘭、瑞西、瑞典、英國及澳太利に屬してゐる。かく紐育に於て好成績を收めたのみならず、和蘭に於ても尠なからざる成績を示した。即ち和蘭銀行コンゾリチエーム、(Nederlandsche Handelsmaatschappij, Mendelssohn & co, 及 Pierson & Co. 等)に割當てられた三百万弗も、賣出後短時間にして申込超過となつた。かくして既に一九二七年十一月には此のボンドは紐育株式取引所に於て公然と賣買せらるるに至つた。⁸⁾

此の外債に依つて得られた資金の運用に關しては、ドイツチェバンクは何等の條件を附せられてゐないのであつて従つて、米國の引受團の側に於ては、此の取引に就いて何等の統制權を有してゐない。而もドイツチェ銀行が如何なる條件に依つて、その資金を運用したかも明かにせられてゐないが、顧客は五ヶ年間の非解約性に束縛せらるることなく、その信用を何時でも返還し得るも

7) Thies, a. a. O., S. 65; Radzibor, W. v., Das Problem des langfristigen Kredits für die mittlere und kleinere Industrie, Rostock 1929. S. 181.

8) Radzibor, a. a. O., S. 182.

のであることだけは明かである。尤も此の五ヶ年の期限が通常新設備の収益に依つて支拂はるべき信用として十分なるものであるか否かは疑問であるが、借主たる中小工業者は少くとも此の期間に於て其の資金を有利に使用することは可能であらう。此の期間が経過した後には信用の延期がどの程度必要であるかといふことに關しては未だ何等考慮せられてゐない。

次にドイツチェバンクが發表したる營業報告に依つて、此の外債に依つて與へたる信用を見れば、次の通りである。

第八表 ドイツチェバンクの長期信用。

貸付金額別	件數	金額	貸付金額別	件數	金額
二五、〇〇〇弗以下	三六	七一二	三〇〇、〇〇一	四	一、五二五
二五、〇〇一—五〇、〇〇〇	三九	一、七一	四〇〇、〇〇一—五〇〇、〇〇〇	八	三、八五八
五〇、〇〇一—一〇〇、〇〇〇	三五	二、九七四	五〇〇、〇〇一—一、〇〇〇、〇〇〇	四	三、四〇〇
一〇〇、〇〇一—一五〇、〇〇〇	二八	三、八九〇	一、〇〇〇、〇〇一弗以上	二	二、七五〇
一五〇、〇〇一—二〇〇、〇〇〇	二	三八八			
二〇〇、〇〇一—三〇〇、〇〇〇	一四	三、六五九			
三〇〇、〇〇〇弗以下小計	一五四	一三、三三五	三〇〇、〇〇一弗以上小計	一八	一、五三三
			計	一七二	二四、八六九

之に依つて見れば、その貸付口數は一七二件にして、金額は二四、八六九、〇四七弗であるがその口數に於ては小額の貸付が割合に多く、三十万弗以下のものが一五四件を占め、又金額に於ても亦三十万弗以下のものが大半を占めてゐる。此の貸付の内二二、六七二、四八九・二一弗は

9) Thiess, a. a.O., S.S. 65—66.

擔保付であつて(擔保の種類は明かにせられてゐない)、残りの僅かに三、一九六、五五八・四一弗が無擔保である。又貸付金額の半分以上は從來短期信用として與へられてゐた信用を長期信用に置換へる爲に當てられ、残りが新信用に充當せられたに過ぎない。而もドイツチェバンクは顧客に信用を弗で與へたのであるから、爲替危険 Valutarisiko は顧客が負はねばならぬことになる。然し借手は年々平均八%の利拂の外には何等の附加的給付を必要としないのであつて、銀行に於て個々の取引から發生すべき損失に關しては、借手は何等の責任を負擔しないのである。¹⁰⁾

(□) コムメルツ銀行の中小工業の長期金融。次に Die Commerz- und Privatbank A.-G. はドイツエバンクに遅ること僅かに數週、即ち一九二七年十月十一日に、紐育に於て十ヶ年期限で二千万弗の外債を起した。此の外債はチェーズナショナル銀行の率ゆる米國銀行コンゾリテイウム (Case Securities Corporation, Blair & Co., 及 Halsey, Stuart & Co. 等) と契約した。此のコムメルツ銀行の外債は五分五厘であつて、從來米國で起された獨逸の外債の中では、その名目利子に於て最も低いものである。債券應募者の利廻は期限前の償還がないものとして、償還利歩を加算して約六 $\frac{1}{4}$ % となる。此の外債の期限は十ヶ年にして、コムメルツ銀行は一九三七年十一月一日に平價で償還せねばならぬ。然しドイツチェバンクの外債と異り、その債務は三十日以前の告知を以てコムメルツ銀行の側に於て何時でも解約し得るの特権を有してゐる。又此の外債に依る貸付はドイツエバンクと同様に弗で與へられ、貸付期間は二ヶ年以内であつた。その資金の用途は一九二七年の營業報告に於て明かなるが如く、銀行の顧客たる中小工業者に、廣範圍に長期信用を與へ、

10) Thies, a. a. O., S. 66; Radzibor, a. a. O., S. 183; Lindner, K., Die Realkreditversorgung der mittlen und kleinen Industrie nach der Wahrungserneuerung. Jena 1929. S. S. 125—126.

或は現存の短期信用を、少くともその一部分を、長期信用に借替へしむる爲めに運用せられた。その他の點に於ては大體ドイッチェバンクの場合と大差はないから、茲には省略する。¹¹⁾

(八) その批判。以上概説したる伯林の二大銀行の中小工業に對する長期信用は、獨逸に於ても頗る新しい試みであつて、當時世人の注目を蒐めたものであるが、其の實績に依つて見るに、その貸付金額は割合に大口のものであつて、その一口平均額も六十一万RMにも達する有様であるから、實際中小工業に對する金融としては効果が尠い様である。且その貸付の中、半分以上は從來與へられてゐた短期信用を長期に借替へしめたものであり、新規貸付の少ないのは甚だ遺憾とする所である。尙又長期信用とは云ふものの、其の貸付期間は僅かに二年或は五年であつて、中小工業の眞の設備資金を供給する長期信用としては、其の期間短かきに過ぎ、此の點に於ても之に大なる期待をかけ得ないであらう。かくの如く伯林の二大銀行が中小工業の長期金融に貢献せんことを目的としながら、其の成績の十分ならざる所以は、一面に於て當時の獨逸經濟狀態の然らしむるところである。前述の如く當時獨逸に於ては貨幣價値の變動の爲めに、銀行の信用は少なからず固定してゐたので、此の狀態を除去改善せんが爲めには凡ゆる努力が拂はれたが、その積極的活動として先づ第一に現はれたのが、此の二大銀行の外債に依る長期信用である。従つてその主なる動機は中小工業に新信用を與へんとするにあつたのではなく、寧ろ銀行の流動性を改善せんとする點に存したといふも過言でない。従つて中小工業の長期金融としては上述の如き不便の存するは全く止むを得ない所である。¹²⁾

11) Radzibor, a. a. O., S. S. 185-186; Lindner, a. a. O., S. S. 126-127; Thiess, a. a. O., S. 6. 7.

12) Radzibor, a. a. O., S. S. 215-216.

此の二大銀行が米國に於て外債を起した當時、獨逸に於て此の種の試みに對して賛否兩論に分れたが、銀行の側に於ては大體反對論が優勢を示したものの如くである。此の事は米國より屢々勸誘があつたにも拘らず、その他の伯林の大銀行にして此の二大銀行の例に倣ふものの出でなかつたことに徴しても明かに伺ひ得る所である。又 Deutsche Bank 自らさへも、此の外債を起した直後に於て、聲明書を發して、此の種の外債は單に一時的のものにして、將來繼續して行ふものでないことを明言し、Commerzbank も亦此の種の方法が中小工業の長期金融方法として有效ならざることを證明してゐる。¹³⁾ かくの如く大銀行が中小工業の長期信用に干與することは、獨逸に於ても全く稀に見る事例であつて、而も其の成績も餘り香ばしくない様である。

第五、結 言

要之、獨逸の大銀行の中小工業金融に於ける地位は、概括的に見れば餘り大なるものではないけれども、然し全く無關係ではない。尤も信用銀行は元來短期金融機關であるから、特殊の要求を伴ふべき中小工業の長期金融には適せないものであつて、之が爲めに中小工業の長期金融に對しては見るべきものなきは全く止むを得ない。乍併茲に注目に價するは、ドイッチェバンク及コムメルツバンクの二大銀行が戦後特殊の方法に依つて中小工業の長期信用を供給せんとし、而も之に充當すべき資金調達の爲めに特別に外債を起したことである。かく長期信用に充當すべき資金を信用銀行の普通の資金と區別したことは、從來中小工業の長期資金を短期信用の形式に依つて供

13) Radzibor, a. a. O., S. 214; Thiess, a. a. O., S. 64.

給した變則的方法に一步を進むるものであつて、殊に兼營銀行主義として知らるる獨逸信用銀行の能動的業務として注目に價する所である。然し此の新しい方法も亦信用銀行の業務としては適當なるものではなく、獨逸に於ても此の點に於ける反對論が頗る重きをなしてゐる。¹⁴⁾

かくの如く信用銀行は其の本質上中小工業の長期金融機關としては全く不適當なるものであつて、その中小工業に對する活動範圍は主として短期信用に止るべきである。而も信用銀行の中小工業金融に對する成績は貯蓄銀行及信用組合のそれに比して著しく劣つてゐる。乍併かくの如き結果は全く金融機關の機能並にその分化に存するのであつて、信用銀行殊に大銀行がその本質上中小工業金融に主力を傾注し得ないのは寧ろ當然である。然し大銀行に於ても地方支店に於ては、その本店に於けるとは趣きを異にし、中小工業金融に多少盡す所あることは否み難く、又ドイツ・エバンクの賣掛金割引制度、並にドレスデン信用の信用組合を通じての貢獻の如き、特殊の貢獻は特筆に價するであらう。之を要するに獨逸の大銀行が中小工業金融に於て占むる地位は決して大ではないが、之を他國に比すれば、尙その追隨を許さざるものがあると思ふ。

(完)

14) Razdibor, a. a. O., S. S. 211. u. 213.